

お知らせ

資料提供先
・岡山県記者クラブ

高梁川下流部災害情報協議会（仮称）
吉井川下流部災害情報協議会（仮称） を設置します。

高梁川下流部及び吉井川下流部災害情報協議会（仮称）の設置

標記のとおり協議会を設置し、大洪水時の破堤、氾濫などによる人的被害をなくすことを目的としたハザードマップの作成等、自治体への支援体制の強化と情報の共有化を図ります。

●協議会出席機関

- ・高梁川下流部災害情報協議会（仮称）
倉敷市、総社市、浅口市、早島町
国土交通省
- ・吉井川下流部災害情報協議会（仮称）
岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、瀬戸町、和気町
国土交通省

●開催日時・場所

- ・高梁川下流部災害情報協議会（仮称）
平成 18 年 6 月 5 日（月） 15:10 ～ 16:00
岡山厚生年金休暇センター【総社市秦 1215 番地・TEL:0866-95-8811】
- ・吉井川下流部災害情報協議会（仮称）
平成 18 年 6 月 9 日（金） 15:10 ～ 16:00
岡山衛生会館（三木記念ホール）【岡山市古京町 1-1-10・TEL:086-272-3275】

●協議内容

- ・洪水等ハザードマップの作成と住民への配布状況について
- ・洪水等ハザードマップの住民への周知方法について
- ・洪水等ハザードマップの記載情報について
- ・今後の洪水等ハザードマップの整備・見直しについて

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

TEL：086-223-5101

災害情報普及支援室長（副所長） 宮崎 貢（内線 205）

災害情報普及支援室（河川環境課長） 阪木 浩二（内線 361）

高梁川下流部災害情報協議会（仮称）

● 目的（設立趣旨）

平成 16 年の梅雨期の集中豪雨や度重なる台風の上陸により、全国各地で甚大な水害・土砂災害・高潮災害等が数多く発生したことを受け、国土交通省では豪雨災害対策検討委員会を設置し、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」をとりきめ、このプランに基づく災害情報の提供の充実を図るため、各地方整備局の河川を担当する出先事務所に災害情報普及支援室を設置しました。

また、このプランの実行のため平成 17 年 5 月には水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正され、市町村においては、住民に対して洪水時の避難場所や避難路などを周知するとともに、土砂災害に対しても警戒避難に関する事項を住民へ周知する手段としてハザードマップ等の速やかな作成・公表が義務づけられました。

これまで岡山県下の各市町村では、平成 7 年の和気町（吉井川・金剛川）を始め、順次洪水等ハザードマップの整備に取り組んできていますが、現時点で未整備の市町村や、整備済みの市町村においても記載情報の更新や見直しの必要性が発生しています。

そこで、適正な洪水等ハザードマップの早期整備と住民への周知に向け、関係行政機関が連携し、一体的な取り組みを推進するため、本協議会を設立するものです。

● 本会の会務

- ・ 災害関連情報の共有化
- ・ 各機関の災害対応を円滑に行うための方策の検討
- ・ 洪水等ハザードマップ整備における課題と問題点に関する意見交換
- ・ 洪水等ハザードマップ整備に関する一体的な取り組み及び情報交換
- ・ 浸水想定に関する情報交換
- ・ その他協議会で必要と認めた事項に関するもの

● 組織

- ・ 倉敷市
- ・ 総社市
- ・ 浅口市
- ・ 早島町
- ・ 国土交通省

吉井川下流部災害情報協議会（仮称）

● 目的（設立趣旨）

平成 16 年の梅雨期の集中豪雨や度重なる台風の上陸により、全国各地で甚大な水害・土砂災害・高潮災害等が数多く発生したことを受け、国土交通省では豪雨災害対策検討委員会を設置し、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」をとりきめ、このプランに基づく災害情報の提供の充実を図るため、各地方整備局の河川を担当する出先事務所に災害情報普及支援室を設置しました。

また、このプランの実行のため平成 17 年 5 月には水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正され、市町村においては、住民に対して洪水時の避難場所や避難路などを周知するとともに、土砂災害に対しても警戒避難に関する事項を住民へ周知する手段としてハザードマップ等の速やかな作成・公表が義務づけられました。

これまで岡山県下の各市町村では、平成 7 年の和気町（吉井川・金剛川）を始め、順次洪水等ハザードマップの整備に取り組んできていますが、現時点で未整備の市町村や、整備済みの市町村においても記載情報の更新や見直しの必要性が発生しています。

そこで、適正な洪水等ハザードマップの早期整備と住民への周知に向け、関係行政機関が連携し、一体的な取り組みを推進するため、本協議会を設立するものです。

● 本会の会務

- ・ 災害関連情報の共有化
- ・ 各機関の災害対応を円滑に行うための方策の検討
- ・ 洪水等ハザードマップ整備における課題と問題点に関する意見交換
- ・ 洪水等ハザードマップ整備に関する一体的な取り組み及び情報交換
- ・ 浸水想定に関する情報交換
- ・ その他協議会で必要と認めた事項に関するもの

● 組織

- ・ 岡山市
- ・ 備前市
- ・ 瀬戸内市
- ・ 赤磐市
- ・ 瀬戸町
- ・ 和気町
- ・ 国土交通省